

第18回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成20年9月1日(月) 14:00～

2. 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室(4階)

3. ヒアリング対象者

千葉県富里市健康福祉部社会福祉課長 岩澤 新一

鳥取県倉吉市福祉保健部福祉課長 杉谷 省悟

○内閣府 それでは、定刻でございますので、これから「障害者施策推進課長会議」を始めたいと思います。

私は、この会議の進行役をしております内閣府の障害者施策担当の須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変暑いところを御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、「障害者施策の在り方に関するヒアリング」ということでございまして、これまで障害当事者方をはじめ関係する団体などからお話を伺って来たところでございますけれども、本日は、地方自治体の第一線で御活躍の関係の課長さんからお話を伺うということで、千葉県の岩澤富里市健康福祉部社会福祉課長さん、それから、鳥取県から杉谷倉吉市保健福祉部福祉課長さんに御出席いただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議におけるヒアリングにつきましては、各県を通じて御連絡を申し上げたところでございますけれども、お手元の資料1のところに、確認といたしまして資料を配っているところでございます。障害者基本法の中にいわゆる検討の規定がございまして、平成16年の改正から5年を目途といたしまして、改正後の規定の実施状況でありますとか、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などを勘案して、障害者に関する施策の在り方について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こういう規定があるわけでございます。

そこで、障害者施策推進本部のもとにございますこの課長会議において、障害当事者の方を初めとして多くの方からヒアリングを行う。そういったことを通じて検討を深めていこうということでございます。その一環で今日この会議を開催しているというところでございます。

早速でございますが、本日は、岩澤課長さん、それから杉谷課長さんに御出席いただいているところでございますので、それぞれ障害施策に関しての現状でありますとか課題といったことなどを含めまして、幅広く御意見などを伺えればと思っているところでございます。

それでは、最初に岩澤課長さんから御発言をいただきまして、その後、杉谷課長さんから御発言をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、岩澤課長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩澤氏 千葉県富里市の健康福祉部の社会福祉課長の岩澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、障害者施策の状況についてでございますが、基礎的情報の人口でございますが、本市の人口は5万1,591人でございます。内訳は、住基台帳人口が5万36人、外国人登録人口が1,555人でございます。

続きまして、障害者数でございますが、平成20年3月31日現在でございます。合計で1,466人います。内訳は、身体障害者1,134人、知的障害者247人、精神障害者85人です。ちなみに、精神通院医療の受給者数につきましては297人でございます。

続いて、障害者福祉サービスの提供体制でございますが、常勤の職員11人でございます。内訳は、福祉事務所長が1名、社会福祉課長1名、社会福祉課の厚生班が9名でございます。そのほかに臨時職員が2名おります。内訳は、看護師が1名、手話通訳士が1名。いずれも週2日出勤しております。

続きまして、地理的・社会的条件等の地域の特徴でございますが、本市は千葉県の北総台地のほぼ中央に位置し、東は芝山町、西は酒々井町、南は八街市、山武市、北は成田市に接しております。地勢は、南北に分かれて、標高は約40メートルから50メートルの台地でございます。都心から約50キロメートルから60キロメートル圏、成田空港からは西に約4キロメートルに位置しております。東西約10キロメートル、南北約11キロメートル、総面積53.91平方キロメートルを有しておりますが、鉄道駅がなく、公共交通機関につきましても希薄であり、移動手段につきましては自家用車が中心となっております。

本市内には、知的障害者更生施設が3カ所、知的障害者授産施設1カ所、特別支援学校1校があり、知的障害者には比較的恵まれた環境であります。

お手元に「すてっぷ」と書いてあります青いパンフレットがあると思います。広げていただきますと、療育支援事業所マップがございますが、グリーンの部分が富里市関係のマップで、そのうちの から までが知的障害者施設でございます。また、 が特別支援学校でございます。

なお、このパンフレットは、障害者自立支援対策臨時特別交付金による特別対策事業のうちの平成20年度事業であります相談支援充実強化事業を活用して作成したものでございます。ちなみに、この事業は、マップの 十倉厚生園に委託しております。

続きまして、障害者施策の特徴でございますが、平成20年度の富里市の一般会計予算は119億円余りでございます。そのうち民生費、障害福祉費は、職員の人件費を除きますと4億5,000万円ほどでございます。

障害福祉の政策につきましては、措置から支援費、そして障害者自立支援法へと目まぐるしく変化し、市では独自に本市の障害福祉に係るパンフレットなどを作成し啓発を図っているものの、障害者やその家族は、将来への不安がぬぐい去れないまま生活を強いられております。

市としましては、企画を立案するとき、その不安を軽減し、障害福祉サービス利用者が混乱を来すことのないよう、従前に利用していた福祉サービスについては、メニューや受給量について激変しないよう配慮してきました。そして、制度上の介護給付事業や市町村事業であります地域

生活支援事業のうち、日中一時支援や移動支援などの骨格的な事業は最低限実施しております。

また、財政事情の逼迫する中で、障害者やその家族の安心した暮らしを実現するため、相談支援事業に重きを置き、マンパワーの活用に努めておりますが、留意している主なものは3つございます。

まず最初に、1点目としまして、地域で自在に活動できるコーディネーターをかなめとしております。

2点目としまして、コーディネーターを周辺から支えるチームとして、地域自立支援協議会を活用し、行政、事業者、学校、地域、当事者等が共通認識を持ち、個々のケースに対応した特性のあるサポート体制を形成するとともに、新たな社会資源の構築を目指しております。

3点目としまして、障害者やその家族に直接かかわる人のスキルアップを常に考えるとともに、関係機関が相談事業所をみんなでバックアップし育てていくことにより、相談事業所の活動が顔が見える支援から顔を見せに行く支援へと一歩進んだ事業展開を可能とし、障害者からの信頼を得ております。

なお、本市では、障害者相談支援事業として、お手元のパンフレット「相談支援事業所ゆらり」のとおり、富里市社会福祉協議会に委託しているところでございます。これらの施策を実施することで、障害者に対し満足のいく支援を提供し、安心できる生活環境の創造を図るものであります。

続きまして、その他でございますが、お手元の資料「20年度の地域自立支援協議会」、富里市地域支援協議会参加者名簿をごらんいただきたいと思います。

本市では、関係機関との連携や障害当事者の施策への参画として地域自立支援協議会を活用しております。委員の構成につきましては、3障害にかかわるそれぞれの事業者、行政、学校関係者、地域から、民生委員、児童委員など30名をもって構成しており、また、委員につきましては、直接障害者とかかわる担当者を充て、機動的に協議がされる体制を採っております。また、協議会の下には3部会を設け、協議会の委員以外にも、その部会の活動に必要があれば関係者を外部から導入し、障害者の生活を地域で考え、地域で支えております。

なお、資料の「20年度の地域自立支援協議会」の中の左下に「特別支援連携協議会と融合」と枠でくくって掲載されておりますが、これは、本市が文部科学省の委嘱事業、平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業に係る千葉県のパラダイム地域に指定され、地域自立支援協議会と連携した特別支援連携協議会の設置、専門家チームによる巡回指導、臨床発達心理士による発達相談の窓口設置など、特別支援教育体制及び障害のある児童生徒等への支援体制の整備を進めているということでございます。

続きまして、2番目、障害者施策の実施における課題でございますが、現在、障害者施策を実施する中で課題を感じている事項は7つあります。

まず、1点目としまして、制度が目まぐるしく変動するため、障害者や事業者に制度を普及し啓発するのに非常に時間がかかります。

2、地域生活支援事業について、市町村事業であることから、それぞれの市町村でサービスの

内容や負担に差が生じており、同一事業所を同一の内容で利用したとしても格差が出てしまい、障害者から理解が得られないのが現状でございます。

3、財政事情が逼迫する中で、ややもすれば行政は経費の削減にのみ方向性を求めてしまいましたが、それでは福祉サービスを支える事業者が育ちません。

4、自立支援医療につきましては、所得制限等で保険制度などと複雑に絡んでおり、一般市民に理解がされにくいことから、特に精神通院医療を受給している方の不安を助長する結果となっております。

5、自立支援法の趣旨にのっとり、地域で支え、障害者も健常者とともに生活することが理想であります。障害者の居宅生活を支える事業者が少なく、介護保険事業ほど社会資源が充実しておりません。

6、雇用につきましても、障害者枠の活用をしたいが、障害年金を受給する資格を有していても障害者手帳を所持することができない症状の人もおり、当事者から理解を得られません。

7、3障害のうち、精神障害につきましては、他の生涯と比較すると、手帳を取得したとしても、支援策が整備されていないことから、手帳取得者が自立支援医療の受給者の3割弱にとどまっております。

最後に、その他でございますが、障害者施策の推進について、制度的には、シンプルであり理解されやすいことが望めます。障害をお持ちの方やその家族に対して、市としては、相談支援事業者などを中心とした啓発を進めるとともに、障害福祉関係者だけでなく、地域で障害者を受け入れていく地域力をつけていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、杉谷課長さん、お願いいたします。

○杉谷氏 失礼します。鳥取県倉吉市福祉保健部福祉課長の杉谷でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

倉吉市は、鳥取県の中部に位置し、中部圏域1市4町、11万3,000人の中心市でございますが、県内は東部の鳥取市と西部の米子市の二極化の傾向にあります。本市の平成20年3月末の人口は5万1,703人、世帯数2万309世帯、高齢化率は26.3%となっており、県内4市の中では一番高齢化の進んだ市でございます。本市の人口であります。平成17年3月に1市1町で合併いたしまして、合併前の5万を割っていた人口が5万3,000人台となりましたが、減少傾向は続き、現在の人口に至っております。

なお、産業別就業者比率でございますが、第1次産業が12%、第2次が26%、第3次が62%となっておりますが、第3次産業のうちの卸・小売、福祉関係で45%を占めております。

次に、基礎的情報の障がい者数でございますが、手帳の所持者で身体障がい者が2,161人、知的障がい者420人、精神障がい者272人となっております。精神障がいの自立支援医療受給者の方は706人ございまして、このうちの手帳の所持者が66人となっております。

次の、ウの障がい福祉等サービス提供体制でございますが、障害福祉サービスの居宅介護事業

所が10カ所ございます。括弧して、重度訪問、行動援護としておりますが、この居宅介護事業所には重度訪問、行動援護も含まれた数を入れております。児童デイサービス事業所が3カ所、それから旧法施設事業所10カ所、これは、身体障害者療護施設、通所・入所授産施設、それから知的障害者の入所・通所更生施設と入所・通所授産施設でございます。

それから、次の地域生活支援事業の移動支援事業所10カ所、これは、障害福祉サービスの居宅介護事業所の中に含まれております。それから、日中一時支援事業所の6カ所につきましては、旧法の施設事業所の中に含まれているものであります。

次に、としております障がい者施策の特徴でございますが、倉吉市障がい者計画及び倉吉市障がい福祉計画をもとに、「共に生きる社会」の構築を目指し、自己選択、自己決定し社会に参画できる施策の推進を図っております。

平成19年度から障害福祉サービスの利用者へのアンケートを取っております。20年度でございますが、「現在利用しているサービスに満足していますか」という質問に対して、おおむね満足というのが91.8%でございました。これが19年度は82.6%でございます。それと、「サービスの利用に自分の意思が尊重されていると思いますか」という質問に対しまして、おおむね尊重されているで94%となっております。19年度が87.6%ということで、かなりの高率の結果を得ております。

また、本市のまちづくりに役立てるために市民アンケートを、これも19年度からですが取っております。「障害のある人が身近で普通に暮らすのが当たり前だと思いますか」という質問に対しまして79.2%の方が肯定的な回答をしておられます。19年度が80.5%という数字になっております。

続きまして、引き続き施策の特徴であります、発達障がいの早期発見から生涯にわたる継続性のある支援体制整備の推進を図っております。その主な取組みといたしまして、庁内の相談支援体制の整備、保健センター、子ども家庭課、学校教育課、福祉課と連携を取り、年齢ごとに担当課のコーディネート役の職員がつなぎながら、途切れることのない継続性のある支援体制を図っております。

次のウですが、市の障がい者雇用の取組みでございます。市として、雇用の進んでいない発達障がい・知的障がいのある人を積極的に雇用して、就労の支援と地域への啓発を目的として、平成19年度から発達障がいのある人を図書館、それから知的障がいのある人を文化財課で、それぞれ1名臨時職員として雇用しております。

次のエでございますが、地域生活支援事業の内容検討・見直しということであげております。これは20年度ですが、手話通訳者の設置事業は、従前、本市が単独で1カ所、それと中部圏域1市4町で1カ所の窓口2カ所で各1名の手話通訳者を委託設置しておりました。この取組みの中で、利用者の方から使い便利が悪いということを多々言われておまして、20年度におきまして、この窓口の一本化、中部圏域で窓口を1カ所にして2名の手話通訳者の設置の体制を採りました。この1市4町の取組みのために難しいところがあったわけですが、それぞれ1市4町の担当者の熱意で立ち上げることができた取組みでございます。

次の、地域での生活を支援するため、利用者負担の軽減対策でございますが、障害福祉サービス、地域生活支援事業利用者負担を低所得世帯及び住民税均等割世帯に対して、単市で2分の1の助成をしております。それから、児童デイサービスの利用料を全額公費負担。それと、人工透析、精神障がい者の自立支援医療受給者、難病の患者の方につきましては通院費の助成。それから、身障の1、2級、療育手帳のA、精神の1級を所持されている方には、タクシーチケットの助成を行っております。

カの災害時要援護者避難支援システムの構築でございます。今年度、身障手帳と知的障がいの療育手帳を所持されている方を対象に、民生委員との個人情報の共有化を図るために同意を求める文書を発送。これは、返信用の封筒をつけて発送しております。10月には、同意を得た要援護者の情報を民生委員へ提供する予定にしております。

次の、キでございます。公共施設のバリアフリー化は、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づきまして、公共施設の更新、改修時のバリアフリー化ということで取組みをしておるところでございます。

でございますが、アの共生社会の実現に向けての取組みとしまして、本市では、平成6年に差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的としまして、「倉吉市部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しております。そして、この条例を具体化するために、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を平成8年に策定しております。この総合計画におきまして、この施策の目標を同和問題を初め6分野の課題に分類しておりまして、その中の一つに障がい者問題も入っております。

次の、共に育つ保育教育の実践でございますが、これは、障がいのある子もない子も、人的にも環境の整備された中で一緒に育っていくことを目標に実践をしているところであります。

次の、部落解放研究倉吉市集会、それから女性集会、この2つの集会は、本市の代表する人権啓発集会でございます。それともう一つ、3番目が鳥取県研究集会で、これは全県規模の集会でありまして、このそれぞれ集会におきまして分科会がございますが、その中で障がい者問題も取り組まれております。

それから、市報に、これは月に1回発行しておりますが、毎回、人権啓発特集が組まれておりまして、障がい者問題につきましても、その中で取り上げているところであります。

次に、関係部署・関係機関との連携でございますが、発達障がいや知的障がいで市が雇用している関係で、市の障がい者雇用の支援体制は、このような関係機関で連携を取っております。

それから、発達障がい支援体制につきましても、当事者や、これは、早期発見から生涯にわたる継続性のある支援体制として、このような関係機関と連携を取っております。

次の、障害者雇用連絡会議でございますが、これは、職業安定所が事務局となっておられて、それぞれこのような関係機関で雇用の推進を図っております。

ウの障がい当事者の施策への参画でございますが、倉吉市障がい者計画及び障がい福祉計画の策定委員、それから、倉吉市障がい者地域自立支援協議会委員に障がい者関係団体の代表が参画しております。

ここにはあげておりませんが、先ほど申しました障がい者雇用の支援体制、それから発達障がい支援体制にも当事者家族が参画しております。

2の障がい者施策の実施における課題でございます。

社会資源の不足ということであげております。これは本市の課題であります、相談支援体制の充実、それからニーズに合ったサービスの提供が十分でないということでございます。

それから、次に、地域生活支援事業に対する事業費の確保の問題でございますが、地域生活支援事業が統合補助金のために市の持ち出しが多いということで、そのために市が主体となっていく事業も積極的に取り組めないという状況があります。それと、地域生活支援事業の事業費自体が年々増えてきているという状況もあります。

次の、教育における環境の整備の必要性でございますが、これは、発達障がいのある児童生徒への教育的支援としての特別支援教育支援員、これは、地方交付税のためにすべての学校に配置する予算の確保ができない状況にあるということで、本市の場合、小学校が14校のうち8人、中学校5校のうち1人となっております。それから、少人数学級につきましては、これは県と市の負担により設置されているものでありますが、国の支援を考えていただきたい。この2点につきましては、学校教育課の方から強くお願いをしてもらいたいということがございました。

次に、障がい者雇用における困難性ということで、アとして、一般就労が依然として進んでいない現状にあるということで、倉吉管内では雇用率が1.58%という状況でございます。それから、イの専門機関による支援体制の充実とスーパーバイズ機能の強化ということで上げておりますが、これにつきましては、先ほど御説明しました、本市は発達障がいのある人を図書館で本返しと本の整備を主な業務として雇用しておりますが、雇用に当たりましては、期待していました専門機関の主体的な支援というものが受けられませんでした。そのために、図書館の職員が専門の関係機関等からアドバイスを受けたりしながら、手順書をつくって就労の支援をしていたわけですが、本人の問題行動というものがおさまらず、障がい者雇用を支える姿勢から、図書館にとって迷惑な存在になりかねない状況ということになっております。

それから、次に、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の支援体制の整備でございますが、これら障害者自立支援法の対象外の方への障害福祉のサービス及び支援制度が整備されていないということで、対象外の方からは、日中過ごす場所が欲しいという強い声が聞かれます。

次に、精神障がいのある人への偏見ということですが、災害時要援護者避難支援の取組みで、精神障がい家族の会で、民生委員に情報提供するというところの説明会を持ちましたが、その中で、会員からは積極的な賛同は得られませんでした。精神障がいのある人は、民生委員、自治公民館への情報提供等に強い拒否があり、情報の共有化というのもちょっと難しい状況にあるように思っております。

次に、3のその他の、今後の展望ということでございます。

地域自立支援協議会に地域生活支援部会と教育・就労支援部会の2つの部会を設置いたしまして、障がい福祉計画、相談支援体制、地域の課題や問題、ニーズを掘り起こし、福祉施策に反映していきたいと考えております。

なお、協議会は、今年の２月に設置しまして、近く第１回目の部会を開催することとしております。

次に、災害時要援護者避難支援の取組みでございますが、要援護者と民生委員を初めとした地域住民との地域でのつながりを深めて、障がいの有無にかかわらず安心して生活のできる地域社会の構築につなげていきたいと考えております。

次の、市、県における各種の人権啓発集会や講座、市報等で、障がい者への理解や意識は少しずつでも深まってきているものと考えております。

最後になりましたが、障がい者施策の推進は、障がい者支援であることと合わせ、保育・教育そのものの質の向上を図ることができ、また、障がいのある人にとって暮らしやすい環境を整備することで、すべての人が生活しやすい環境づくりができるものととらえて取り組んでおります。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、今、杉谷課長さんからお話を伺ったところでございますが、最初に御発言いただきました岩澤課長さんの方で、杉谷課長さんの御発言を踏まえて、何か補足をされるようなことがございましたら、お願いしたいと思います。

○岩澤氏 よろしいですか。

資料２の「20年度の地域自立支援協議会」の左下の「特別支援連携協議会と融合」でございますが、この融合しているのは、教育・療育研究部会と融合しているということでございます。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、時間がちょっとございますので、今、御発言いただきましたそれぞれの課長さんの御発言につきまして、何か御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

お願いします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

倉吉市の杉谷課長にちょっとお伺いしたいのですが、資料の２ページ目の上あたりに、「庁内の相談体制の整備、年齢ごとに担当課のコーディネート役の職員がつなぐ」とあるのですが、この辺について少し具体的にお話しいただきたいのと、その辺がうまくいっているのか、あるいは何か課題があるのかということについてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○杉谷氏 この取組みの主幹課といいますのは子ども家庭課になりますけれども、この連携のところは乳幼児の健診から始まりまして、それは保健センター、それから保育園、幼稚園、このところが子ども家庭課、それと、小・中・養護学校が学校教育課、それと就労というところで福祉課がその対応ということになっております。

それと、コーディネート役となって職員がつなぎ、途切れないように支援をしていくということで、小学校の先生が独自の取組みでやられた教室については、ちょっと混乱がおさまってい

ない、だけれども、保育園から小学校の先生もそこに入って、それから小学校にその子どもが入学し、そこで支えていくところは、教室も静かといいますか問題なくなっているという話は聞いております。

○文部科学省 ありがとうございます。

○内閣府 ほかにございますでしょうか。

それでは、私の方からちょっと質問させていただきたいと思うのですが、杉谷課長さんが今日お持ちいただいたこの資料の関係で幾つか確認したいのですが、1ページの下のところ、利用者に対してのアンケートということで、これは障害者の方に対して直接アンケートをされているのだと思うのですが、こういった調査は毎年されているのでしょうか。

それと、実は内閣府でも今年の2月、3月に同じような調査をして、全国的には、満足しているという方は6割ぐらいいるんですね。ですから、かなり満足の方が多いのですが、特にそちらについては多いなという感想を持つのですが、一方で、後ろの方で、先ほどお話がございまして、ニーズに合ったサービスの提供ということで、そこは十分ではないという御発言もございましたが、満足の方、不満の方の理由と申しますか、背景と申しますか、そういったものを取られているのかどうかということ。

それから、市民のアンケートもされているようですが、これも毎年されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、併せて岩澤課長さんの方に、こういう障害当事者に対してのニーズ調査、あるいは市民に対しての障害者との関係を問う調査といったことは過去にされてきているのか、あるいは今後予定があるのかどうか、そういったことをちょっと教えていただければと思います。

最初に、杉谷課長さんの方からお願いできればと思いますが。

○杉谷氏 障害福祉サービスの利用者へのアンケート、これは福祉課がやっているアンケートでございますが、平成19年からでございます。これは、ちょうど6月の所得調べのときに合わせて障がい者の方にアンケートを取っているところですが、こういう高率の評価を得ております。

それと、市の全体の市民アンケート、市民意識調査になるのですが、これも19年度から行われている調査でございます。

それと、課題のところであっております社会資源の不足のところ、3ページでございますが、これは、福祉サービス、ヘルパーさんの需要が朝に多いということがあります。朝のヘルパーさんに行っていただくのに、朝と夕方とあっても、同じヘルパーさんに行ってもらえない。Aさんが朝に行って、Bさんが行く、同じ人に対してそういう対応を取っているということがあります。その辺から、ヘルパーさんの需要を満たしていないということです。

○内閣府 よろしいですか。

○杉谷氏 それと、もう一つは、当人に合ったニーズの対応というものも、できていない部分があるということを聞いております。

○内閣府 ありがとうございます。

1点確認ですが、このアンケート調査の中では満足をしているということについて把握されて

いるようですけれども、満足されていない方の背景と申しますか、理由と申しますか、そういったことは把握されているのでしょうか。

○杉谷氏 そこまでの調査はしていません。

○内閣府 わかりました。ありがとうございます。

それでは、岩澤課長さん、いかがでございましょうか。

○岩澤氏 障害者のアンケートの件でございますが、障害福祉計画を去年策定したのですけれども、19年度にアンケート調査は行っております。

また、障害者基本計画ですが、これは、計画期間が21年度から10年間でございます。今、策定中でございますが、これからアンケートを行う準備をしているところでございます。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。お願いいたします。

○厚生労働省高齢・障害者雇用対策部 厚生労働省の障害者雇用対策課長でございます。

まず初めに、岩澤課長、杉谷課長の両方とも、差し支えがなければ御説明いただきたいと思いますっておりますけれども、富里市あるいは倉吉市としての障害者の雇用の状況につきまして、差し支えなければ教えていただきたいということ。

あともう1点、まず、岩澤課長の方からは、課題の6項目めで雇用について手帳の取得との関係で御説明いただきましたけれども、このあたりをもう少し詳しく御説明いただければと考えております。

あと、杉谷課長さんの方からは市の雇用の関係、図書館での雇用のお話に若干お触れいただきましたけれども、専門機関の支援が受けられない等々ということがございましたが、このあたりにつきまして、もう少し具体的に御説明いただければと考えております。よろしくお願いします。

○岩澤氏 よろしいですか。

雇用についてでございますが、この資料の2の自立支援協議会の右下の就労研究部会というのがあるのですけれども、ここで今、協議をしようとしているところでございます。

実態につきましては、障害者の雇用につきましては。

○厚生労働省高齢・障害者雇用対策部 市の職員としての採用状況と、法定雇用率が今2.1%になっておりますけれども、そのあたりで、全体の職員がどのくらいいて、何人くらい市の職員で障害者の方がいらっしゃるかどうかというあたりについてということでございます。

○岩澤氏 市の職員の雇用率でございますが、これは総務課が担当しているのですけれども、社会福祉課には前年度までちょっと会話のできない方がいました。また、あとは身体障害者の方も何人かおります。雇用率は満たしていると思います。ちょっと済みません、総務課ではないので。

○厚生労働省高齢・障害者雇用対策部 雇用の関係でもう1件、障害者の課題の6点目で御指摘いただきました雇用の状況、手帳取得等との関係で御指摘いただいておりますけれども、このあたりをもう少し詳しく御説明いただければと思っております。

○岩澤氏 これにつきましては、障害者枠の活用もしたいのですけれども、障害年金を受給する

資格を有していても手帳を所有することができない障害者の方もおりまして、当事者から理解を得ていないのが現状だということでございます。

○杉谷氏 倉吉市でございます。

市の障がい者の雇用ですけれども、2.1%にはなっております。21年度の市の職員の採用で、障がいのある方、身体障がいですけれども、募集をいたしました。先週の金曜日が応募の締め切りでしたが、障がいの方の応募はなかった。職員課の方からその連絡が入りまして、協会の会長さんなんかも「知らなかったのかな」という話もあったところでございます。

それから、図書館での専門機関からの支援が十分受けられなかったといえますのは、障害者職業センターの方からきちんとジョブコーチが入って徹底的にやってもらえるものと思っていたわけですが、それは制度的に、役所の方ではできないということの説明は受けたわけですが、その辺、市が雇用するときに専門的に対応が難しい。その辺を、市の方も積極的にやろうということをしている中ですので、もうちょっと協力的な支援が得られたらと今考えております。

○厚生労働省高齢・障害者雇用対策部 ありがとうございます。

○内閣府 よろしいですか。

○厚生労働省高齢・障害者雇用対策部 はい。

○内閣府 ほかにどなたかございますでしょうか。

○厚生労働省障害保健福祉部 障害保健福祉部の企画課ですけれども、杉谷課長にお伺いしたいのですが、障がい者施策の実施における課題の中に、発達障がい、それから高次脳機能障がい、難病等の支援体制の整備ということで、恐らく今、自立支援法の障害者の定義に位置づけられていない方に対する支援ということかと思うのですが、先ほど日中活動の場というお話がちらっとありましたが、これらの方にこういったメニューを希望されるかといったお話、具体的にこういったメニューが欲しいとか、あるいは自立支援法のサービスに入っていないけれどもこういうサービスメニューが欲しいとか、もしそういうお話を把握しておられるのであれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○杉谷氏 具体的なそういう情報というものが、福祉課の私の方に入ってきてはおりません。ただ、日中一時の場が欲しいというのは聞いておりますけれども。障がい者地域生活支援センターで、倉吉市は2カ所委託しておりますけれども、その1カ所は、病院を運営しているところに委託しておりまして、そこに来られる高次脳障がいの方が、地域生活支援センターの中でちょっと日中、たまり場といいますか、そういうような取組みも今しているという状況ではあります。

その程度しか把握はしていません。

○厚生労働省障害保健福祉部 ありがとうございます。

○内閣府 ほかにございますでしょうか。

ちょっとまた内閣府からあと1問、確認したいのですけれども、今回、千葉県と鳥取県ということで、それぞれ各市に来ていただいたところでございますが、御案内のように、千葉県の方は障害者の差別を禁止する条例が制定されている、また鳥取県の方も、これは障害者だけではなくて、人権の擁護を進めていくための条例を制定する。今、一時的にはとまっていると伺っており

ますけれども、一応、県ではそういった動きがあると。

今日、御紹介ございました杉谷課長さんのところでは、部落差別の撤廃と併せて、あらゆる差別をなくす条例というものがあると。更に、あらゆる差別をなくす総合計画といったものも市としてつくられているということがございましたけれども、既に平成８年につくられているということで、ある程度経過しているところでございますが、この策定とか、今日的に運営をしていく過程で、県のレベルではいろいろな議論があるようでございますけれども、運営面などにおきまして困難な面と申しますか、苦勞されているようなところがありましたら教えていただきたいと思います。

それから、岩澤課長さんの方には、千葉県の方は、県では条例ができていますけれども、市のレベルで、例えば杉谷課長さんのようなところでは条例とか総合計画をつくられているという、障害者の差別の防止に関してのそれを含む計画があるわけでございますが、こういった動きというか取組みについてどういうお考えをお持ちなのかということをお伺いできればと思います。

最初に、杉谷課長からお願いできればと思います。

○杉谷氏 総合計画は平成８年に策定されまして、その当時は６分野の差別でしたけれども、今現在は８分野になっていると思います。

この取組みですけれども、市の本もとの総合計画でいきますと、計画、それから実施計画というものがあるわけですが、総合計画におきましては、計画であげておくだけではなかなか進まないということで、実施計画ではなしに事業計画ということで、それぞれ６分野ごとに課題をあげまして、その課題解決のできるところの担当課をそれぞれ配置して、毎年毎年、その成果はどうかということで、これは人権政策課になりますけれどもやっております。

ただ、やったかどうか、その成果はどうかと言われても、なかなかその成果を出すのがちょっと難しい部分がありまして、その辺でちょっとその通りの取組みにはなっていない状況にはあります。その評価自体がなかなか難しいです。

そういうことなんですけれども。

○内閣府 どうもありがとうございます。

○岩澤氏 障害者関係の条例とか計画、市の取組みですが、特別はしておりません。ただ、実施計画等での単独事業でございますが、近隣の市に合わせまして、福祉手当とか福祉タクシーとか、そういうものは実施しております。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それから、各課長さんから何か補足とか御発言、更に何かございますでしょうか。よろしいですか。

○杉谷氏 はい。

○岩澤氏 はい。

○内閣府 それでは、今日はそれぞれ、富里市の岩澤課長さん、それから倉吉市の杉谷課長さんから、現場における障害者施策の現状でありますとか、あるいは課題についてお話を伺ったところでございます。

この課長会議におきましては、ほかの自治体からもまたお話を伺っていくということでございまして、今後もこういったヒアリングを重ねながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。本日伺ったことにつきましても、検討の過程で十分参考にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、今日伺ったお話について、若干また個別にお話を伺うようなことがあるかもしれませんが、その際は、またどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

本日は、遠方からの御出席をいただきまして、暑いところどうもありがとうございました。

では、これもちまして「障害者施策推進課長会議」を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○杉谷氏 ありがとうございました。